

7 学校行事

「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。ただし、学校行事は児童生徒にとって重要であることから、学習活動上必要な学校行事の実施については以下のことを踏まえて検討すること。

(1) 文化祭・運動会

- ア 実施する場合は、「3つの密」を避けるよう実施内容や方法を工夫すること。
- イ 不特定多数が来場する「一般公開」を実施する場合は、来場者の健康観察の実施や必要に応じた人数制限を行うなど、感染防止を徹底すること。
- ウ 準備日を含め、感染防止対策を徹底すること。また、児童生徒に発熱や咳等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合は登校しないよう徹底すること。
- エ 調理を伴う企画は日頃から調理等を行っている職業学科や作業学習、部活動のみとする。実施の際は、教員の適切な指導の下、健康観察やマスクの着用、適切な調理場所の確保、手指及び機器の消毒等の衛生管理を徹底すること。
なお、その場合であっても、飲食する場所を限定し、パーティションの設置、マスク会食、十分な換気など感染防止対策を徹底すること。

(2) 修学旅行など、泊を伴う校外行事

実施の可否については、以下の点を踏まえ、旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、キャンセル料等の保護者負担に配慮した上で、学校において適時に判断を行うこと。

なお、その際、保護者等の十分な理解に努めること。

- 目的地等の感染状況や感染防止対策
- 現地の医療体制等
- 児童生徒の心情等
- 実施時期

ア 実施を検討する際は、「旅行関係業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会等作成）等を参考に、関係機関と十分な打ち合わせを行うこと。

イ 現時点でキャンセル料の予算措置の見込みはないので留意すること。

ウ 実施する際の留意点

(ア) 家庭と協力し実施前も含めた健康観察を徹底すること。

(イ) 実施計画における感染防止対策を徹底すること。

(例：複数回の検温、食事 等)

(ウ) 実施中・実施後に陽性者が確認された場合、速やかに県への報告をすること。

(エ) 陽性者や濃厚接触者等が確認された場合の対応について、旅行先や契約業

者と連携を密にするとともに、学校の対応策（マニュアル）を作成し、保護者及び教職員で共通理解を図ること。

◇令和2年10月15日付け事務連絡「修学旅行等の学校業におけるバスの利用について」
◇令和3年4月2日付け事務連絡「令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について」

(3) 社会体験学習など、泊を伴わない校外行事

実施する場合においては、行事の目的、目的地の感染状況、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。